

『日本アジア研究』第一三〇号（二〇一七年三月）

『国史館日録』にみえる林鷺峯の敬意表現

— 闕字・平出・擡頭に着目して —

崔 載國*

〔論文要旨〕

本稿では、林鷺峯の『国史館日録』を題材に、闕字・平出・擡頭などの敬意表記の検討から、近世日本の儒学者の意識や認識の解明を試みる。

『国史館日録』は、林羅山の三男である林鷺峯により、寛文二年（一六六二）から同十年にかけて書かれた日記である。本稿では、その諸本の比較検討を通して、内閣文庫本『国史館日録』を分析の底本として選定した上で、闕字・平出・擡頭などの敬意表現を抽出した。その結果、『国史館日録』には、八六〇件の闕字、二二件の平出、一件の擡頭表現が認められた。これらの敬意表現の対象となった語は、第一に幕府や将軍に関わる用語で、自分の祖先や林家に関する用語がそれに次いでいることが明らかになった。

幕府に儒学者として仕えた鷺峯が幕府や将軍に敬意を表すことは当然といえるが、祖先に対して感謝や尊敬する、すなわち「孝」の意識を表した点は、彼の一儒学者としての立場を表すものとして注目される。このような姿勢は日本における「孝」の展開を考える上で重要な位置を占める。

キーワード 国史館日録 闕字 敬意 林鷺峯 儒学者

* ちえ・じえぐつく、埼玉大学大学院人文社会科学研究所 博士後期課程

はじめに

本稿は、近世前期に幕府の儒学者である林鷲峯によって記された『国史館日録』の闕字表記などの敬意表現の抽出と分類を通じて、当時の儒学者たちは何に対して敬意を表さなければならぬと認識していたのかを明らかにするための一つの事例を提示する。

これまで、近世日本の儒学者の意識や認識については、ほとんどの場合彼らの著作の文章を検討することによって解明が試みられてきた。だが、彼らの思想を表すものは、著作の文言だけに限らない。闕字や擡頭・平出という敬意表現にも著者の意識、特に敬意は顕著に現れているのである。敬意表現から儒学者の認識を検討することは、従来の思想史の主たる方法とは異なる手法である点において、儒学者の思想に対して新たな知見を付加するという成果が期待できる。

例えば、儒学者の著作ではないが、跡部信は豊臣秀吉の発給文書の闕字などの敬意表現に注目し、次のような成果(1)を挙げている。すなわち、それまで文書に記された文言のみの検討から提示されていた豊臣政権の外交観・対外観、特に日本と対等の交易国として明を認識してきた通説に対して、秀吉が発給した外交文書の闕字などの敬意表現の表記に注目した検討を行い、当該政権は明の皇帝を上位に立てその正統性を利用しようとしていたことを明らかにした。このような闕字表現への注目による通説の再検討は、儒学者の著作にも十分応用しうるものである。

また、時代は異なるが、幕末期における闕字に関する研究も存在する。明楽誠は新島襄の直筆資料を点検して、闕字と平出表記からキリスト者であった新島が闕字や平出を付した対象とその意図を探る研究を行った。明楽は、新島は天皇だけではなく、父母や主君にも闕字や平出を使って「敬愛」を表わしていた。新島が用いた闕字は、武士的儒教論理が背後にあったものではなく、自分と価値意識や儀礼意識が異なる人間との間に友好な関係を築くためのマナーであったと述べている(2)。

勿論、闕字表現による儒学者の思想を検討した研究がこれまで存在しなかったわけではない。山鹿素行の『中朝事実』の闕字表現について検討した中山広司(3)と秋山一実(4)の研究がある。中山の研究は『中朝事実』の「闕字」に焦点を当てた初めての研究である。中山は、自筆本『中朝事実』から闕字が付されている用語を抽出、「我が国を示す尊称、神名等、神々にかかわる用語、天皇名等、天皇・朝廷にかかわる用語」の五つの種類に分類した上で、「我が国を指す尊称等」を除けば直接皇統に関する神名や天皇にかかわる用語だけが闕字の対象になることを明らかにした。秋山は、中山の研究を踏まえ、『中朝事実』から、闕字が付されている用語の抽出と分類の補正を行い、闕字の有無には、山鹿素行の一定の判断基準があったことを指摘している。

だが、『中朝事実』は史書であるため、儒学者の敬意に迫るためには彼らの意識がより直截的に表出する史料を用いることが有効であろう。本稿で日記を史料として用いるのは、そのためである。

論述の手順は、まず現存する『国史館日録』の諸本を校合の

上、原本あるいは最も原本に近い底本を確定する。次にその底本において闕字や平出・擡頭という敬意表現が付されている語句を析出し、分類した上で、それに対する考察を行う。なお以下、闕字や平出・擡頭という敬意の表記様式を便宜上「闕字表現」と表現する。

一 底本の選定

1. 『国史館日録』について

『国史館日録』は、『本朝編年録』の続篇を編修するため江戸幕府が臨時的に設置した忍岡の史書編修所の日記である。これより先に林羅山は、幕府の命を受けて神代から宇多天皇までの通史を編纂し、これを『本朝編年録』と題した。参考史料の不足などが原因になり途中で止まってしまった編纂作業は、その後、寛文二年（一六六二）、幕府の命を受けた羅山の三男である林鷺峯によって続けられ『本朝通鑑』として結実した⁽⁵⁾。『国史館日録』は、続修の命を受けた寛文二年十月から同十年（一六七〇）に至るまでの記録である⁽⁶⁾。

2. 諸本比較と底本選定

日本古籍総合目録によると『国史館日録』には七つの写本と二つの活字本⁽⁷⁾、計九本がある。これを二覧化したものが「表1」である。

写本の中で、東大史料編纂所本・茨城大本・洲本市図書館本の三本は、十八冊からなる全冊本ではなく一部だけが写されているものである。したがって全体の検討を企図する本稿の対象からは除外しておき、それ以外の五つの写本から底本を決定す

表1 『国史館日録』の諸本一覧

No.	刊写の別	諸本名/題名	所蔵先/出版社	巻冊	備考
1	写本	国会図書館本	国会図書館	18冊	
2	写本	内閣文庫本	国立公文書館	18冊	
3	写本	静嘉堂文庫本	静嘉堂文庫	18冊	
4	写本	無窮神習文庫本	無窮会図書館	18冊	
5	写本	東大史料編纂所本	東大史料編纂所	1冊	
6	写本	茨城大本	茨城大学図書館	1冊	巻一～四
7	写本	洲本市図書館本	洲本市立図書館	1冊	巻一～四
8	活字本	本朝通鑑本	国書刊行会	2冊	16、17巻
9	活字本	史料纂集本	統群書類従完成会	5冊	

ることにする。

まず、国会図書館本（「図1」）は、全十八冊の書写本で旧所蔵者などに関する情報は少ない。そのため筆写者や所蔵経緯などを確認することが困難である。国会図書館本は外題『国史館日録』内題『史館日録』である。本文は無野の白紙に記されているが、後から付されたと思われる訓読点が付されている。また、一丁目表には「国会図書館蔵」「坪井長成」と

いう朱印が押されている。坪井長成の旧蔵であることが推察されるが、詳細については明らかにし得なかった。

次の内閣文庫本（「図2」）は、全十八冊からなり、国立公文書館に所蔵されている書写本である。表題は『史館日録』、内題は付いていない。各冊の一丁目表には「日本政府図書」「浅草文庫」の朱印が押されてあって、最終丁には「昌平坂学問所」「天保辛卯」と黒印されている。前の国会図書館本と異なつて、黒色の罫線が印刷されている紙に写されている。また、訓読点な

表2 『国史館日録』写本比較

項目	国会図書館本	内閣文庫本	静嘉堂文庫本
巻冊	18冊	18冊	18冊
旧所蔵先	不明	昌平坂学問所	不明
表題	国史館日録	史館日録	国史館日録
内題	史館日録	無	無
印章(朱)	国会図書館蔵、坪井長成	日本政府図書、浅草文庫	静嘉堂蔵書
印章(黒)	無	昌平坂学問所、天保辛卯	無
訓読点	有	無	無
罫線	無	有(黒)	無
闕字表記	有	有	有

側には「静嘉堂蔵書」と朱印が押されている。用紙は無罫紙を使っており、訓読点などは見当たらない。以上の三本以外、十八冊になっている写本としては神習文庫本があるが、未見である(8)。

三本の相違点を一覧化すると【表2】のようになる。このように三本は同様に全十八冊でありながら、いくつかの部分に違

どが付いていない白文のものである。最後は静嘉堂文庫本(図3)である。静嘉堂文庫本も前述した二本と同じく全十八冊からなっている書写本である。外觀的な特徴として目立つのは、表紙に押されている花の模様と「静・嘉・堂」という文字である。このような模様は全冊にわたって押されている。一卷の冒頭には、全体の目録が書かれていて、本文が始まる一丁の表側の「弘文院林学士撰」と記された部分の右

いが存在する。だが、いずれも原本と認められる特徴はない。『国史館日録』が林鷺峯によって記され、さらにその内容も幕府の命である史書編纂事業に関することであるということから考えてみると、以上の三本のうち、忍岡の林家の家塾から始まった幕府の学問所であった昌平坂学問所の所蔵印が押されている内閣文庫本が原本に近いものではないかと考えられる。だが、内閣文庫本ですら、原本の虫損箇所を示すと考えられる記号「□」が散見され、原本ではないことが明白である。したがって、『国史館日録』の原本は現在所在が不明と考えざるを得ない。

『国史館日録』の原本探査は今後を期さねばならないが、ひとまず本稿では、内閣文庫本を底本に叙述を進める。それは今述べたような推察と、これまで刊行された活字本も内閣文庫本を底本に採用していることを理由とする。

三 『国史館日録』に現れる闕字表記

1. 闕字・平出・擡頭

現代語において闕字と言うのは、文章中において、何らかの理由であるべき文字が欠落していることを指す。しかし、闕字とは、文章の中に、帝王または高貴な人の称号などが出た時に、敬意を表すために、その上の一字分もしくは二字分ほどを空けておくことである。研究者によつては、前者を欠字(常用漢字)・空字・脱字に、後者は「闕字」(正字体)に分けて表現する場合もある(9)。文章の中で敬語によらず敬意を示すための方法としては、今述べた闕字以外にもいくつかの方法がある。その中の一つは「平出」である。平出は、敬意を表すべき特定の文字を

文章の中に用いる場合、改行してその文字を行頭におく書式のことである。もう一つの方法は「擡頭」で、同じく敬意を表すべき文字が出た場合、改行した上、さらに各行よりも一字または二字分上にあげて書くことである。

以上のような書式は日本だけではなく、中国をはじめ朝鮮半島、越南（ベトナム）など漢字文化圏では共通に用いられたものであった⁽¹⁰⁾。日本では律令の公式令にて、平出と闕字を適用すべき文字を定めている。闕字の場合、「大社・陵号・乗輿・車駕・詔書・勅旨・明詔・聖化・天恩・慈旨・中宮・御・闕庭・朝庭・東宮・皇太子・殿下」のような類は闕字するように規定されている⁽¹¹⁾。

本稿では、一文字を空けた敬意表現を闕字、二文字以上を空けた上でさらに改行されている敬意表現を平出として扱い、抽出した。

2. 空字について

『国史館日録』は上述したように、寛文二年から同十年までの日記である。約八年間ほぼ毎日の出来事が記録されており、闕字表記は八六〇箇所に至る。ただ、この数値については少し説明を加えておく必要がある。特段敬意を表す意図なく一字もしくは二字分を空けている「空字」と思われる所が多数存在するからである。

『国史館日録』は日記体の文章であるため、最初日付が出て、次に天気に関する記事が簡略に出る。その後から当日の様々な出来事に関して書かれているが、毎日の日記内容の本文とも言えるその部分も、一つの内容ではなく様々な主題の話が書かれていることが多い。その場合に『国史館日録』では、時間帯で

内容を分けたり人物ごとに内容を分けていて、その区分のため一字もしくは二字分が空けられている。一見しただけでは、「闕字」と見紛うことがある。その例として次の記事を挙げてみよう。

（寛文四年十月二十二日条・以下傍線は筆者）【図4】
 二十二日 早朝 姫路拾遺使者來惠鯉節三百箇 法印元徳 寄書賜鯉魚 保宗雪 寄書謝昨日之問訊 坂亨 狛庸來 信常 自本宅來 勝澄 使中村祐晴來問（後略）

右は寛文四年十月二十二日の記事である。この記事には天気の内容は出てないが、【図2】の寛文五年二月十日の記事をみると「十日 快晴 未明重晴等入殿（後略）」のように、日付―「空字」―天気―「空字」―時間帯又は人名などから始まる本文、の順に記されていることがわかる。しかし、このようなことは、『国史館日録』全体を通して一貫しているものではない⁽¹²⁾。空字になってない場合もあり、内容区分のための空字と思われるが、その次の用語が他の場所では闕字の対象である文字であったりする場合がある。このような状況に対し本稿では、日付後と、天気や時間帯を表す用語と人名などの前にある空き空間は一律に闕字ではなく空字として扱うこととする。ただ、即断出来ない箇所がいくつか存在した。そのために、全体の数値はこれらの保留分を除いた数を提示している。

3. 闕字表記の抽出結果

内閣文庫本『国史館日録』を底本に、空字と判断される箇所を除いて、闕字表記を抽出した。その結果、寛文二年十月から同十年十二月までの八年二ヶ月の日記のなかで、闕字表記は八六〇件・平出表記は二二件・擡頭表記は一件が認められた。

抽出した闕字表記は、その性格によって五つに大分類をし、さらにいくつかの小分類にまとめた。以下は、その分類毎の抽出結果である。丸括弧数字は大分類、丸数字は小分類を、次は闕字表記された文字・用語と丸括弧内にその件数を示している。それぞれの詳細な内容に関しては【表4】を参照してほしい。

- (1) 幕府にかかわる用語
 - ① 幕府関係…営(一四五)、官(六一)、城(八三)、公(六〇) など
 - (2) 将軍にかかわる用語
 - ① 将軍関連…将軍(三十)、上(二九)、台(四六)、御(四五)、恩(一一) など
 - ② 将軍家霊廟関連…廟(二四)、霊廟(十一)、日光山(六)、東照宮(一〇) など
 - (3) 林家にかかわる用語
 - ① 孔子関連…孔堂(一)、孔廟(二)、聖堂(七八) など
 - ② 祖先関連…先考(五八)、先妣(九) など
 - (4) 国・朝廷にかかわる用語
 - ① 朝廷・天皇関連…朝廷(二)、勅(七) など
 - ② 国・本朝関連…国家(五)、本朝(二三) など
 - (5) その他
 - 電覽(一)、視(二)、黄門君(一)
- また、平出表記になっているのは、以下の三種である。(1) 幕府にかかわる用語の中、営(一)、公(五)、府(一)、(2) 将軍にかかわる用語の中、大君(一)、東照神君(一)、東照宮(三)、大猷院殿(二)と(3) 林家にかかわる用語の中、聖堂(四)、聖殿(一)、先考(二)、先妣(一)である。
- 最後に唯一の擡頭は、(2) 将軍にかかわる用語の中での「台

表3 内閣文庫本『国史館日録』平出・擡字一覧

巻	年号	年	月日	闕字	闕字(用語)	丁数	平出・擡頭
八	寛文	七	8月6日	営	登営	34-表-3	平出
八	寛文	七	9月10日	公	公儀	64-裏-8	平出
八	寛文	七	8月27日	公	公務	50-裏-6	平出
十	寛文	八	1月25日	公	公用	25-表-2	平出
十一	寛文	八	4月1日	公	公儀	1-裏-5	平出
八	寛文	七	9月13日	公	公務	67-表-9	平出
十八	寛文	十	7月26日	聖	聖殿	13-表-4	平出
二	寛文	五	5月21日	聖	聖堂	65-裏-2	平出
十	寛文	八	3月24日	聖	聖堂	87-表-4	平出
十一	寛文	八	6月27日	聖	聖堂	81-裏-8	平出
十二	寛文	八	9月16日	聖	聖堂	56-裏-3	平出
十一	寛文	八	6月14日	先考		70-表-8	平出
十五	寛文	九	7月10日	先考		41-裏-6	平出
十	寛文	八	1月2日	先妣		2-表-4	平出
二	寛文	五	4月1日	台	台命	59-表-4	擡頭
十	寛文	八	2月7日	大君		39-裏-3	平出
七	寛文	七	1月1日	大猷院殿		1-裏-2	平出
五	寛文	六	5月17日	東照宮		47-表-6	平出
七	寛文	七	1月1日	東照宮		1-裏-9	平出
十	寛文	八	1月1日	東照宮		1-裏-5	平出
二	寛文	五	2月9日	東照神君		17-表-5	平出
八	寛文	七	8月6日	府	参府	34-表-5	平出

命」であった。平出と擡頭表記箇所を一覧化すると左の【表3】となる。

分類のなかで、最も多い件数を有するのが、(1) 幕府関連のもので、「営・官・城」などの三九六件である。単一用語と

しても、同分類の「登營」が九七件として最も高い頻度で使われている。これに続けて闕字表記を使っている用語は(3)林家にかかわる用語での「先考」(五八)である。

林家に関する用語の闕字表記は、『国史館日録』の闕字表記の特徴である。前述したように闕字や平出などの書式は律令に規定されていたように、本来貴人に対して適用されるものであった。しかし『国史館日録』では自分の父母に対して闕字を適用していた。すなわち、ここには近世に入って新たに興ってきた儒学者の祖先崇拜意識が反映されているのである。日本の儒教の中心的徳目となる「孝」の意識が鷺峯の闕字表記に滲み出ているといえる。このような表記が用いられていることは、『国史館日録』が幕府の史書編修所の日記でありながら、純粹に公的な記録ではなかったことを示しているように。

今回、表にまとめた闕字のなかで、必ず闕字が適用される用語はなかった。つまり、ある用語について、ある個所では闕字が適用されていても、他の箇所ではそれが適用されていない場合があるということである。もちろん一件しか現れない用語は除くが、複数回出ているものなかでは、闕字になったり、ならなかったりする場合があったのである。例えば「聖堂・東照宮・先考」の用語に関しては、闕字表記有り・無し・平出表記有りという三つの様相が認められた。

『中朝事実』(「我が国」を示す用語)でも類似の闕字表記がみえるが、それに対して秋山は、筆者の一定の判断基準によって使い分けていたと述べている⁽¹³⁾。『国史館日録』でも、同様なことが推測できるかどうか精査の余地がある。

四 おわりに

本稿では、内閣文庫本『国史館日録』を底本として闕字表記を抽出し、分類した。

『国史館日録』では、闕字・平出・擡頭を合わせて八八二件の表記が認められた。それは主に幕府・將軍にかかわる用語であったが、鷺峯の父母、特に羅山に関する用語も少なくなかった。

以上のような結果から考えると『国史館日録』は、幕府の史書編修のための「国史館」の記録でもありながら、林鷺峯自身の私的な記録物、すなわち個人の日記としての面も強く有していたと評価できる。鷺峯は、父羅山への崇拜を表すために闕字と平出という、普段なら天皇や朝廷・將軍などの貴人に使うべき様式を用いたのである。

父、林羅山の代から江戸幕府に儒学者として仕えた林家の林鷺峯は、儒教の重要な徳目である祖先に対して感謝し尊敬する姿勢を日記の上でも実践した。このような姿勢は日本における「孝」の展開を考える上で看過できない位置を占めると考える。

- (1) 跡部信「豊臣政権の対外構想と秩序観」『日本史研究』五八五、二〇一一年。
- (2) 明楽誠『闕字にみる新島謙の精神と儀礼』(大学教育出版社、二〇〇二年)
- (3) 中山広司『『中朝事実』における「臣」』『日本歴史』五一九、一九九一年。同『『中朝事実』に於けるわが国の尊称と書名についての一考察』『芸林』四〇・一、一九九一年。
- (4) 秋山一実『『中朝事実』の闕字と我が国の尊称について』『金沢工業大学日本学研究』十、二〇〇七年。

(5) 坪井九馬三「国史館日録を読む」『史学雑誌』二九(四)、一九一八年。

(6) 林鷲峯が編修を総括した『本朝通鑑』は、寛文十年十月に全三二〇巻の清書が完成され幕府に進呈された。また林鷲峯の寛文十一年以降の日記は『南塾乘』と題し別に遺されている。

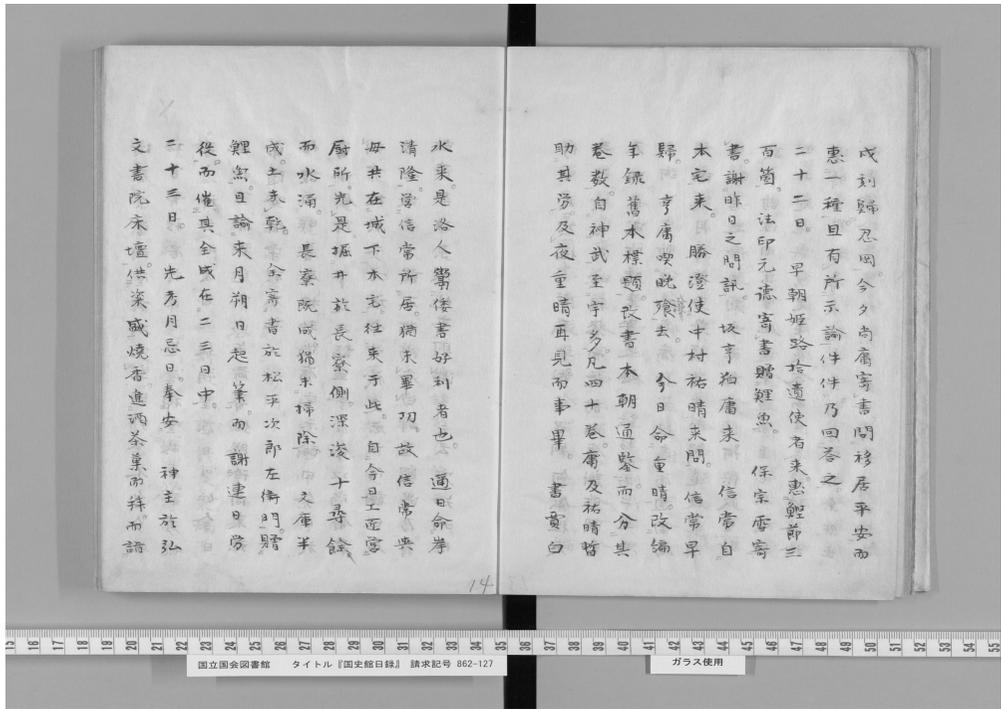
(7) これまでの活字本も内閣文庫本を底本にしている。『国史館日録』の活字本は上述したように二つの種類がある。「本朝通鑑本」は本朝通鑑の付録として、十六・十七巻に『国史館日録』が所収されている。凡例によると「内閣文庫本」を底本にしているが、付いている訓読点は「国会図書館本」と一致しているので、両方を参考にしたのではないかと考えられる。もう一つの活字本である「史料編纂本」は山本武夫氏の校訂で続群書類従完成会の『史料編纂』として、一九九五年から二〇〇五年にかけて刊行されたもので『国史館日録』は全五冊(『南塾乘』含む)になる。凡例には、国立公文書館所蔵の「内閣文庫本」を底本としたことが書かれている。しかし闕字表記のなか底本の「内閣文庫本」と異なる所が何か所がある。それについて校訂作業での修正だったのか、他の版本等を参考にしたのかなどは未詳である。

(8) 無窮会専門図書館は耐震改修工事のため、平成二十八年四月から図書館の業務を一時休止している。同年十二月までの予定であったが、平成二十九年一月現在までも一時休止は続いており、図書館業務の再開に関する予定はまだ案内されていない。

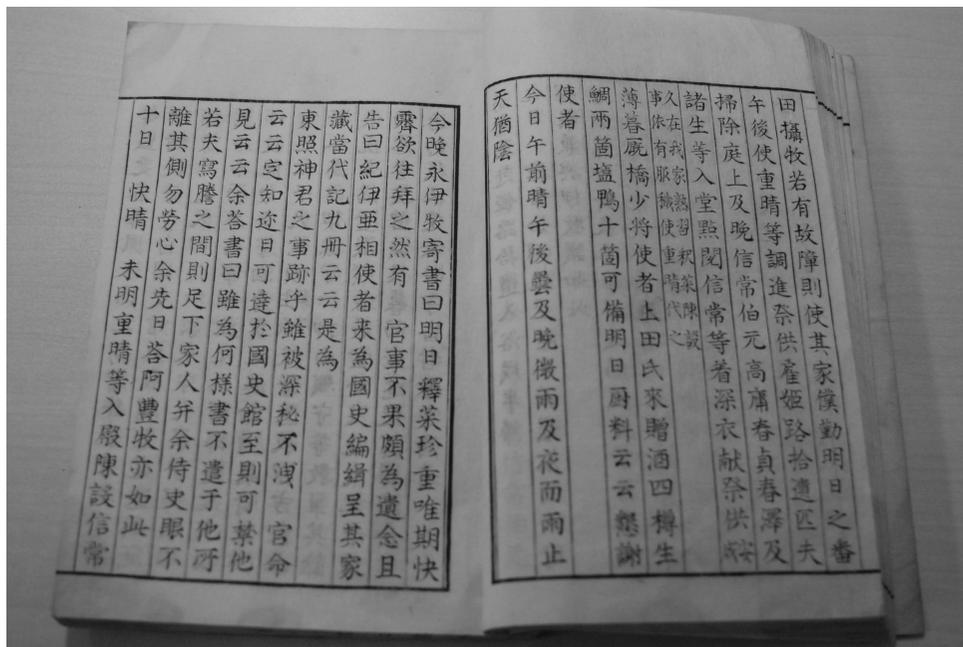
前掲(2)三頁。
中国や朝鮮半島・越南などでは、闕字・平出・擡頭だけではなく、皇帝や祖先の諱が文中に出た場合、その字を避けるために、別の字に置き換えたり一画を書かなかったりする「避諱」という方法もあった。

(12)(11) 日本思想大系3『律令』(岩波書店、一九九〇年)三九一頁。
日付と次の内容(天気または本文等)と間が空字になるのは、最

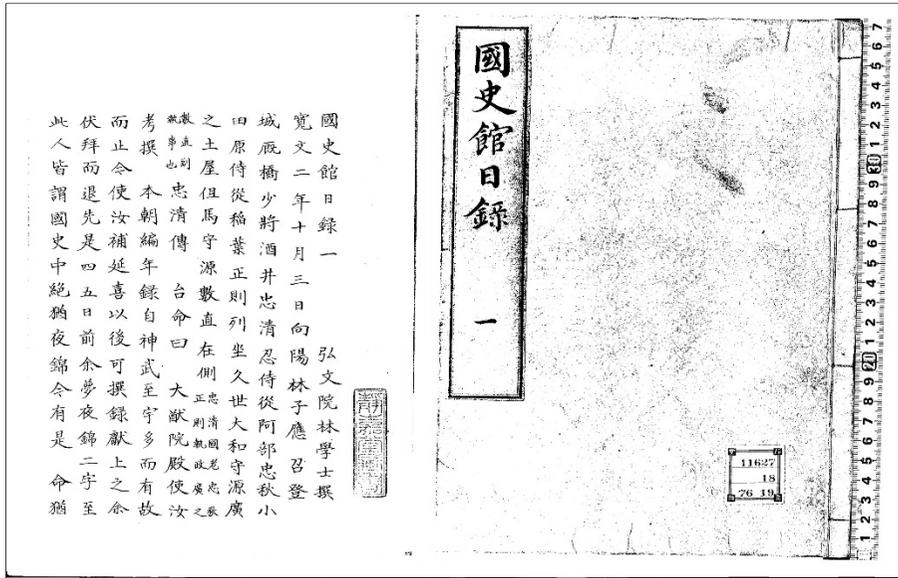
(13) 前掲(3)二二二頁。
初からではなく、寛文二年八月十八日からである。



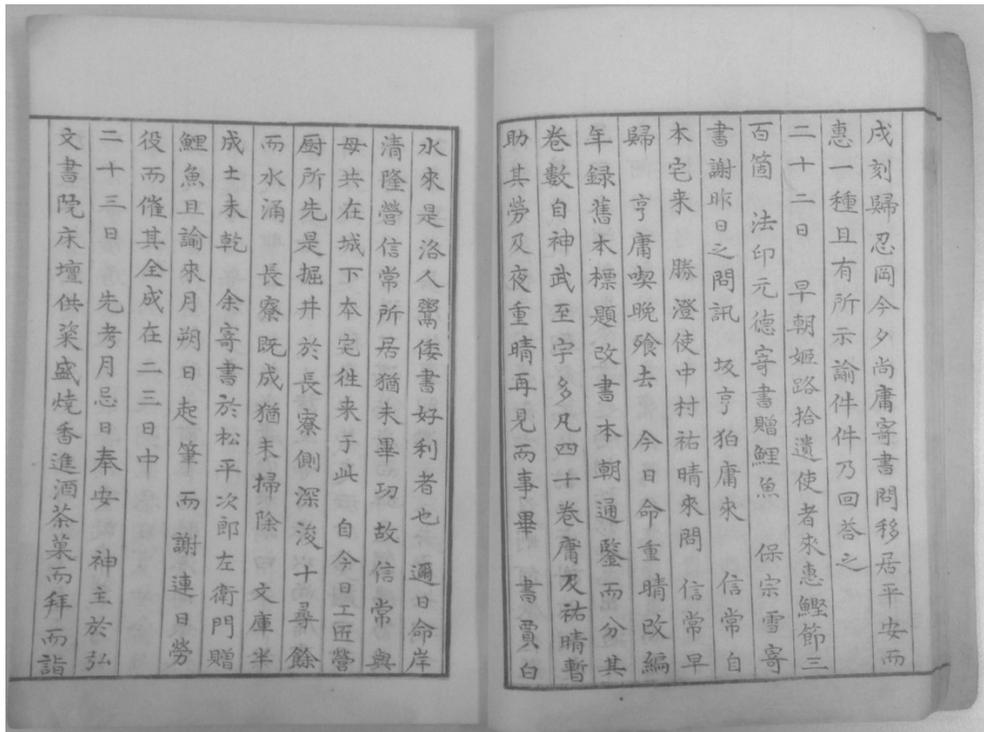
【図1】『国史館日録』（国会図書館所蔵本）寛文4年10月22日条、
国会図書館デジタルアーカイブより



【図2】『国史館日録』（国立公文書館所蔵本）寛文5年2月9日条、筆者撮影



【図3】『国史館日録』（静嘉堂文庫所蔵本）巻一の表紙と一丁表面、筆者複写



【図4】『国史館日録』（国立公文書館所蔵本）寛文4年10月22日条、筆者撮影

表 4 内閣文庫本『国史館日録』 関字分類一覧

大分類	小分類	関字	関字用語	数	平出・擡頭		
幕府 375 (7)	幕府 375 (7)	営 145 (1)	登営	97	1		
			営中	39			
			在営	3			
			入営	2			
			営殿	1			
			退営	1			
			出営	1			
			留営	1			
		官 61	官 61	官	官命	14	
					官事	9	
					官暇	7	
					官恩	4	
					官銀	3	
					官庫	3	
					官俸	3	
					官本	3	
					官禄	3	
					官医	2	
					官議	2	
					官家	2	
					官家	1	
					官儀	1	
					官絹	1	
		官賜	1				
		官用書	1				
		官	1				
		城 83	城 83	城	登城	75	
					城	3	
					在城	2	

			帰城	1	
			聴城	1	
			退城	1	
		公 60 (5)	公儀	30	2
			公用	9	1
			公務	8	2
			公	5	
			公事	4	
			公挙	1	
			公議	1	
			公私	1	
			公恩	1	
		府 (1)	参府	4	1
		府	登府	1	
		江府		2	
		幕府		2	
		四代幕府		1	
		殿	殿中	9	
		武		2	
		旨		2	
		召		3	
将軍 261 (7)	将軍 190 (3)	将軍 30 (2)	大君	13	1
			先君	5	
			東照神君	3	1
			大猷院殿	3	
			大樹	2	
			東照大神君	1	
			家康公	1	
			大神君	1	
		台徳公	1		
上		上覧	14		

	29	上使	7	
		上意	5	
		上聞	3	
	台 46 (1)	台駕	14	
		台命	13	1
		台顔	7	
		台覧	6	
		台意	1	
		台聞	1	
		台聴	1	
		台問	1	
		台慮	1	
		台論	1	
	御 45	御前	8	
		御印字	5	
		御参	3	
		御文庫	3	
		御瀝	3	
		御当家	2	
		御廟	2	
		御手	1	
		御堂	1	
		還御	1	
		御諱字	1	
		御印	1	
		御印章	1	
		御印之字	1	
		御獵	1	
		御感	1	
御参詣	1			
御滴	1			

		御使	1	
		御堂	1	
		御服	1	
		御返簡	1	
		御旨	1	
		御覽	1	
		御判分	1	
		出御	1	
	恩	恩賜	5	
	11	恩言	2	
		恩榮	2	
		恩	2	
	命		18	
	仰		1	
	玉音		3	
	印	印章	3	
	麾	麾下	3	
	鈞	鈞命	1	
将軍家靈廟	廟		14	
71	東照宮		10	3
(4)	大猷院殿		10	1
	日光山		6	
	楓山		3	
	拜謁		1	
	紅葉山		1	
	本社		1	
	台徳院殿		1	
	大猷廟		1	
	東叡山		1	
	先公御廟		1	
	靈	靈堂 (紅葉山靈堂)	1	

			靈廟	11	
		灵	灵廟（靈廟）	2	
			灵殿	1	
		神	神廟	5	
		宮	参宮	1	
林家 189 (8)	孔子 105 (5)	孔堂		1	
		孔廟		1	
		先	先聖殿	2	
		聖 97 (5)	聖堂	78	4
			聖像	11	
			聖殿	6	1
			聖經	1	
			聖誕之歳	1	
		神 4	神主	1	
			神座	1	
	神像		1		
	神前之事		1		
	祖先 84 (3)	兩親	先考	58	2
			先妣	9	1
		神	神主	8	
		考妣		5	
		祠	祠堂	2	
		肖影		1	
		像		1	
国・朝廷 32	朝廷・天皇 14	勅		7	
		朝廷		2	
		新院上皇		1	
		皇統		1	
		法皇		1	
		仙洞		1	
		京都		1	

	国・本朝 18	国 5	国史編修之事	1	
			国家	1	
			国家大事之人	1	
			国家之宝	1	
			国忌日	1	
		本朝 13	本朝	4	
			本朝之事	2	
			本朝編年録	2	
			本朝故事	2	
			本朝風土記	1	
			本朝僊藻	1	
			本朝之古	1	
		その他 3	その他	電覽	1
視	1				
黄門君	1				
小計			860	22	
合計			882		
凡例					
1. 各分類と闕字項目の下の数字は、闕字件数を示す。					
2. 括弧数字は平出・擡頭件数を示す。					
3. 擡頭は平出と同欄に表記した。太字で斜体のが擡頭である。					